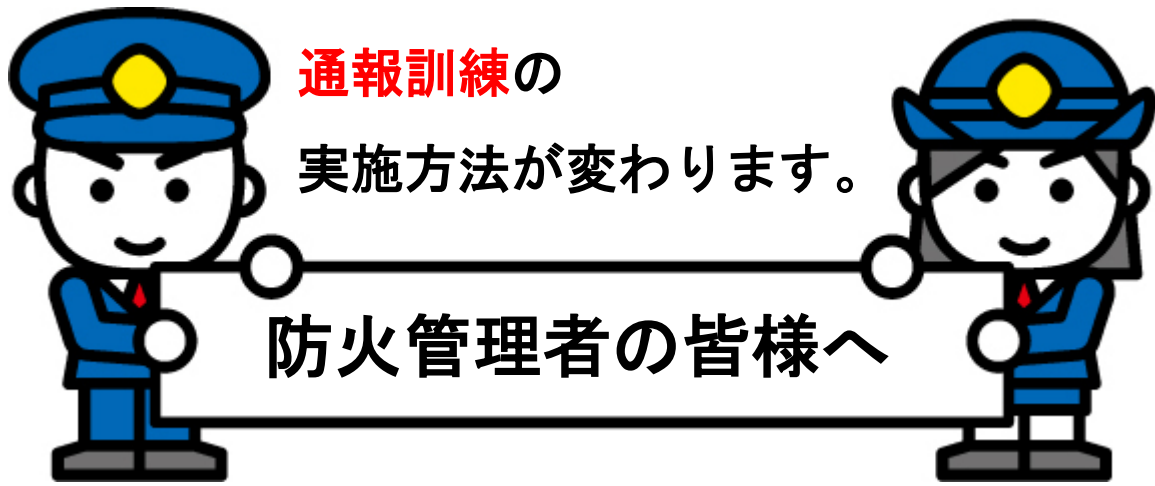




令和7年1月21日以降、自衛消防訓練に係る**通報訓練**は、
原則、模擬通報とします。

令和7年4月1日から名古屋市・瀬戸市・津島市・尾張旭市・愛西市・蟹江町・海部東部消防組合・海部南部消防組合と指令業務を共同運用することとなり、令和7年1月21日から試験運用が開始され、名古屋市防災指令センターで瀬戸市内からの119番通報（火災通報装置による通報を含む。）を受信することとなります。

このことにより、受信件数の増加が見込まれ、実通報による誤指令を防ぐため、通報訓練は原則、模擬での通報のみとさせていただきます。

《通報訓練の実施方法》

○ 令和7年1月20日まで

- ・ 模擬通報又は実通報（119番電話又は火災通報装置）から選択する。
- ・ 実通報を行う場合は、訓練開始の5分前に瀬戸・尾張旭消防指令センターへ事前に連絡する。

○ 令和7年1月21日以降

- ・ 原則、**模擬通報**とします。

※ 病院、福祉施設、ホテル、防災管理義務がある事業所等は、**事前に瀬戸市消防本部予防課（0561-85-0480）にご相談のうえ、実通報で通報訓練を行うことも可能です。**

※ 指令業務の共同運用は、試験運用期間を経て令和7年4月1日から本運用されます。試験運用の検証により、通報訓練の実施方法が変更される場合がありますのでご了承ください。その場合は改めてお知らせします。

ご理解・ご協力をお願いします

瀬戸市消防本部